鎌 倉 市 議 会

9 月 定 例 会 議 案 集

（その１）

令和３年（2021年）

目　　次

議案第 19 号　令和３年度鎌倉市一般会計補正予算（第６号）に係る専決処分の承認について…… 5
議案第 20 号　市道路線の認定について…… 20
議案第 21 号　工事請負契約の締結について…… 25
議案第 22 号　物件供給契約の締結について…… 27
議案第 23 号　指定管理者の指定について…… 33
議案第 24 号　横断歩道橋維持修繕工事[小袋谷歩道橋]に関する協定の締結について…… 35
議案第 25 号　令和２年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について …… 47
議案第 26 号　令和２年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について…… 47
議案第 27 号　令和２年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について…… 47
議案第 28 号　令和２年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について…… 47
議案第 29 号　令和２年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について…… 47
議案第 30 号　令和２年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について…… 47
議案第 31 号　令和２年度鎌倉市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について…… 48
議案第 32 号　鎌倉市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…… 49
議案第 33 号　鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について …… 51
議案第 34 号　鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例の制定について…… 53
議案第 35 号　令和３年度鎌倉市一般会計補正予算（第７号） …… 55
報告第 4 号　交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について…… 62
報告第 5 号　交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について…… 63
報告第 6 号　道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について…… 64
報告第 7 号　道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について…… 65

報告第 8 号　道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について…… 66
報告第 9 号　継続費の精算報告について…… 67
報告第 10 号　令和２年度決算に基づく健全化判断比率の報告について …… 69
報告第 11 号　令和２年度決算に基づく資金不足比率の報告について …… 70

議案第 19 号

令和３年度鎌倉市一般会計補正予算（第６号）
に係る専決処分の承認について

次の令和３年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和３年（2021年）７月30日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

令和３年度鎌倉市一般会計
補正予算（第６号）

令和３年度鎌倉市一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,901千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,800,044千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		8,220,385	47,294	8,267,679
	10 国庫補助金	1,219,641	47,294	1,266,935
75 繰入金		4,206,183	63,607	4,269,790
	5 基金繰入金	4,204,183	63,607	4,267,790
歳　入　合　計		61,689,143	110,901	61,800,044

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
20 衛生費		5,812,916	47,294	5,860,210
	5 保健衛生費	1,842,763	47,294	1,890,057
45 土木費		7,037,146	50,000	7,087,146
	20 都市計画費	4,328,552	50,000	4,378,552
55 教育費		6,224,627	13,607	6,238,234
	20 社会教育費	1,693,132	13,607	1,706,739
歳　出　合　計		61,689,143	110,901	61,800,044

令和３年度鎌倉市一般会計
歳入歳出補正予算（第６号）事項別明細書

１　総　　括

（歳　　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
55 国庫支出金	8,220,385	47,294	8,267,679
75 繰入金	4,206,183	63,607	4,269,790
歳　入　合　計	61,689,143	110,901	61,800,044

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
20 衛生費	5,812,916	47,294	5,860,210
45 土木費	7,037,146	50,000	7,087,146
55 教育費	6,224,627	13,607	6,238,234
歳　出　合　計	61,689,143	110,901	61,800,044

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円 47,294	千円	千円	千円 0
			50,000
			13,607
47,294	0	0	63,607

２　歳　入

５５款　国庫支出金　47,294千円

１０項　国庫補助金　47,294千円

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
15 衛生費補助金	25,839	47,294	73,133
計	1,219,641	47,294	1,266,935

７５款　繰入金　63,607千円

５項　基金繰入金　63,607千円

5 財政調整基金繰入金	4,108,752	63,607	4,172,359
計	4,204,183	63,607	4,267,790

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
5 保健衛生費補助金	千円 47,294	○新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	千円 47,294

5 財政調整基金繰入金	63,607	○財政調整基金繰入金	63,607

３　歳　出

２０款　衛生費　47,294千円

５項　保健衛生費　47,294千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10　予防費	553,019	47,294	600,313	47,294			
計	1,842,763	47,294	1,890,057	47,294	0	0	0

節		説　　明
区　　分	金　　額	
11 需用費	千円 4,000	千円 ○健康長寿社会の構築　47,294 感染症対策事業　47,294
13 委託料	41,789	
14 使用料及び賃借料	1,505	

４５款　土木費　50,000千円

２０項　都市計画費　50,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 都市計画総務費	935,352	50,000	985,352				50,000
計	4,328,552	50,000	4,378,552	0	0	0	50,000

節		説　　明
区　　分	金　　額	
13 委託料	千円 50,000	千円 ○都市公園の整備・管理　50,000 緑地維持管理事業　50,000

５５款　教育費　　13,607千円

２０項　社会教育費　　13,607千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 文化財保護費	295,239	13,607	308,846				13,607
計	1,693,132	13,607	1,706,739	0	0	0	13,607

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
13　委託料	13,607	○文化財の保護　13,607
		史跡環境整備事業　13,607

議案第 20 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

認定市道路線

議案枝番	起点		終点		幅員 m	延長 m	面積 ㎡	図面番号
	町名又は字名	地番	町名又は字名	地番				
1	材木座六丁目	850番2	材木座六丁目	850番4	(参考) 5.27～10.07	(参考) 32.91	(参考) 303.89	2
2	山崎字谷脇	1792番7	山崎字谷脇	1792番3	5.00～ 9.46	19.60	131.28	3

案内図
図面番号２

凡例　認定箇所

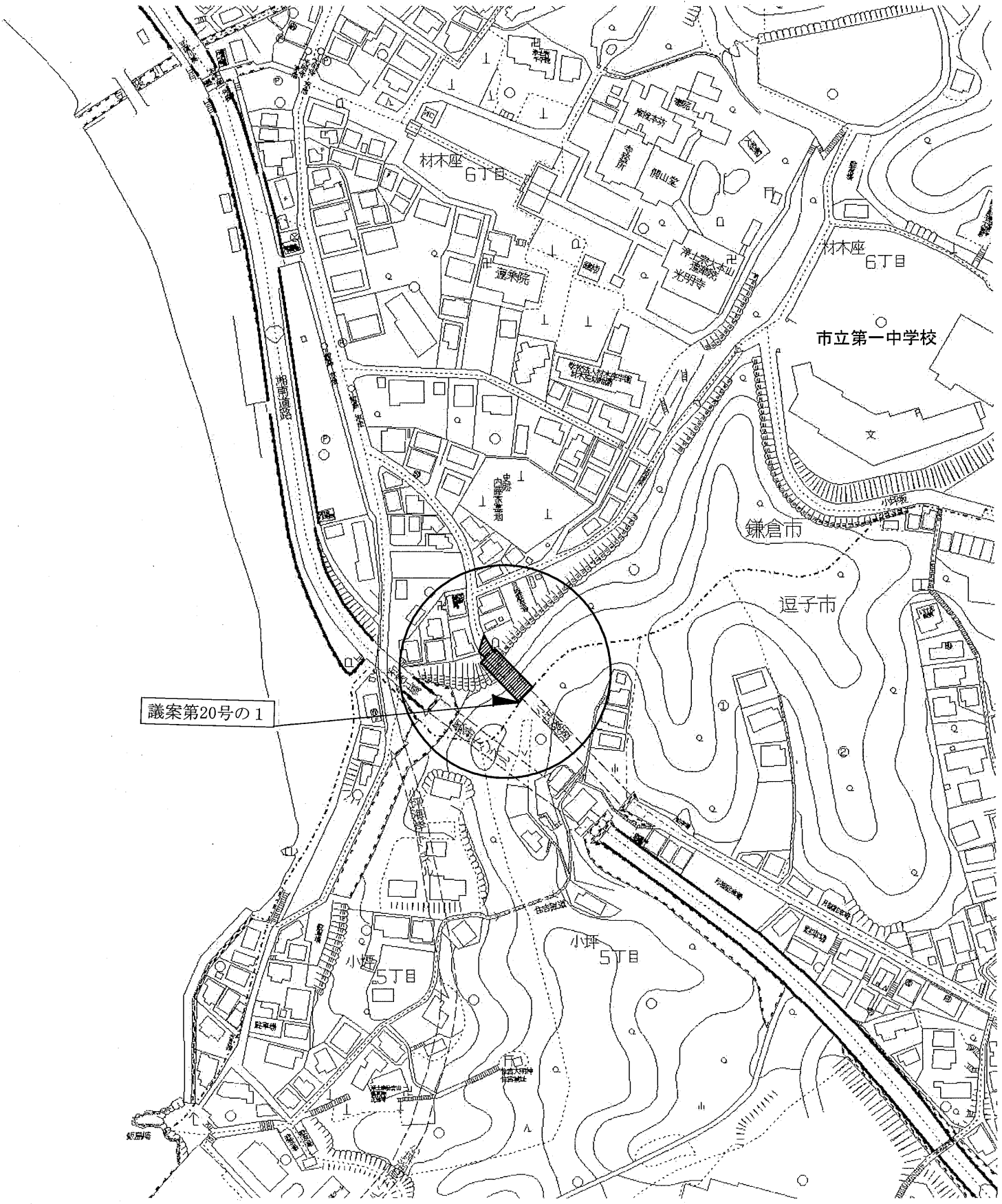

公図写

図面番号２

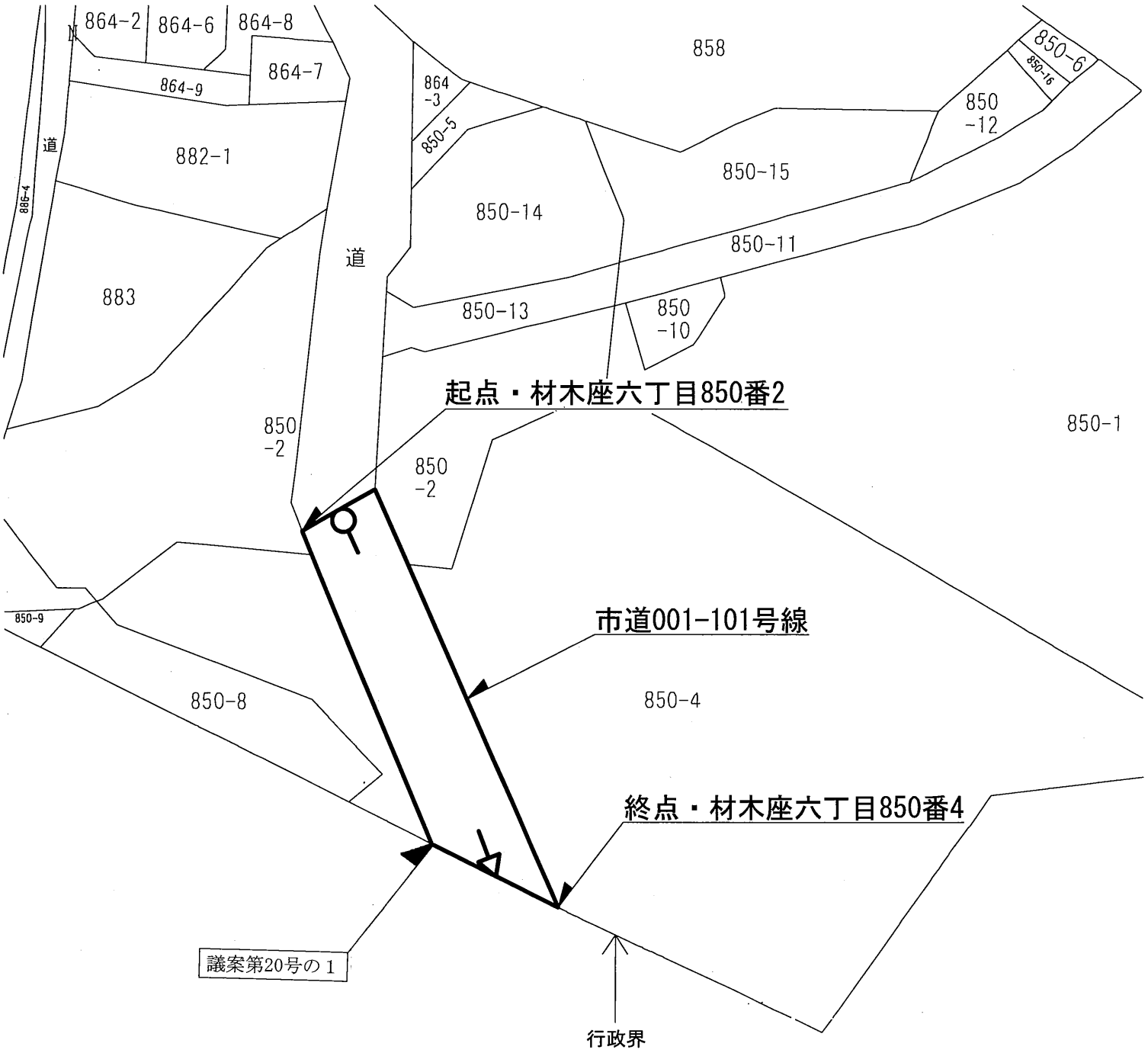
N
864-2
864-6
864-8
864-7
864-9
道
882-1
886-4
883
道
858
850-6
850-16
850
-12
864
-3
850-5
850-15
850-14
850-11
850-13
850
-10
起点・材木座六丁目850番2
850-1
850
-2
850
-2
850-9
市道001-101号線
850-8
850-4
終点・材木座六丁目850番4
議案第20号の１
行政界

案内図

図面番号３

凡例　認定箇所

公図写
図面番号３

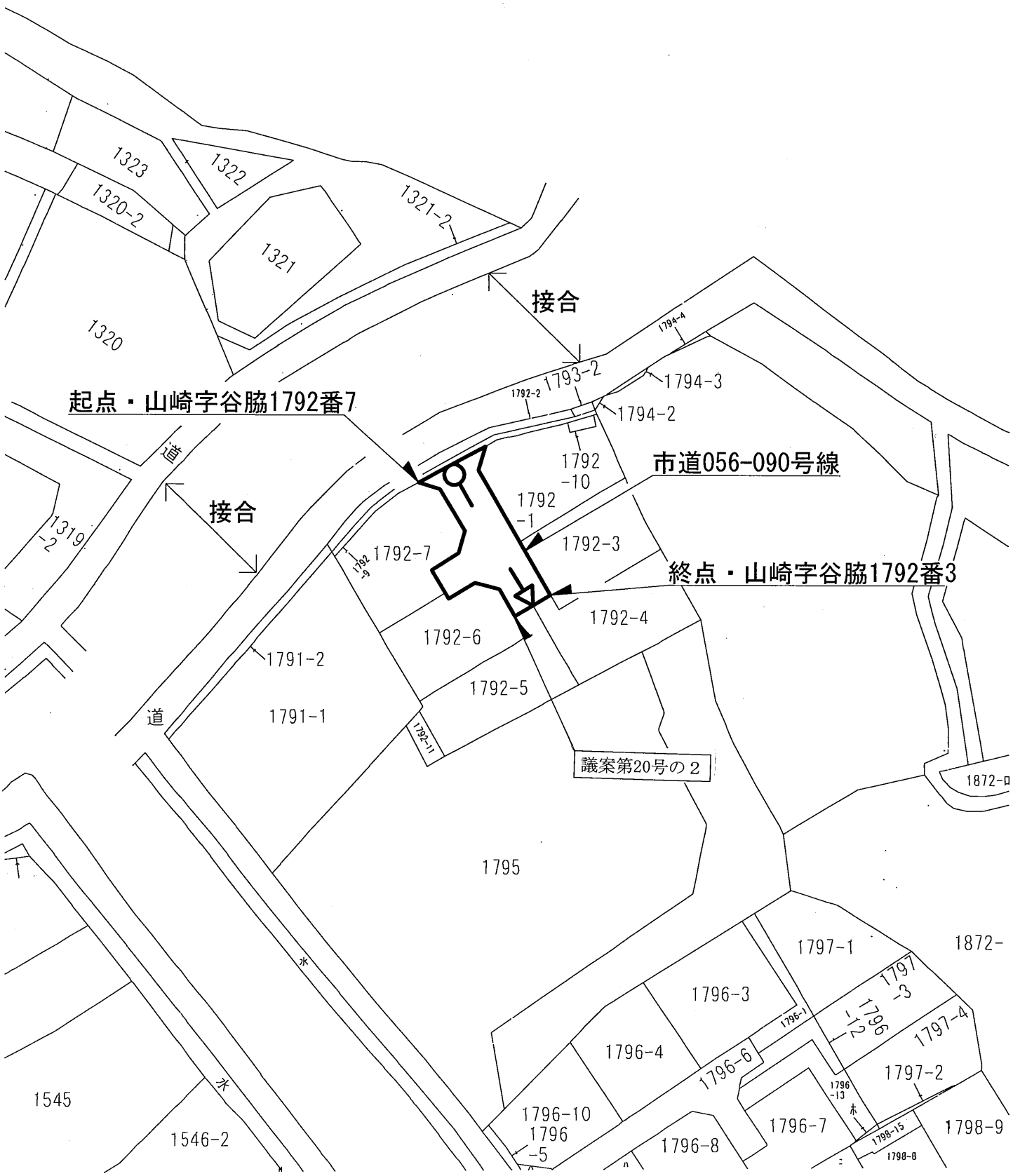
1323
1322
1320-2
1321
1321-2
1320
接合
1794-4
1793-2
1794-3
1792-2
1794-2
起点・山崎字谷脇1792番7
1792
-10
市道056-090号線
道
接合
1319
-2
1792
-1
1792-3
1792-7
1792
-9
終点・山崎字谷脇1792番3
1792-4
1792-6
1791-2
1792-5
道
1791-1
1792-11
議案第20号の２
1872-
1795
1797-1
1872-
1796-3
1797
-3
1796
-2
1797-4
1796-1
1796-4
1796-6
1797-2
1545
1796
-13
1796-10
1796
-5
1796-7
1798-15
1798-9
1546-2
1796-8
1798-8

議案第 21 号

工事請負契約の締結について

本市は、(仮称)おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

1	工事名称	（仮称）おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事
2	工事施行位置	鎌倉市御成町18番35号
3	契約金額	290,840,000円
4	請負契約者	小田原市新屋82番地の１ 松浦建設株式会社 代表取締役　松浦　秀敏

「参　考」

工事請負仮契約書

工事名称	（仮称）おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事												
工事場所	鎌倉市御成町18番35号												
請負代金額				¥	2	9	0	8	4	0	0	0	0
	うち取引に係る消費税額及び地方消費税額			¥	2	6	4	4	0	0	0	0	0
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第４条による（金銭的履行保証）												
請求の方法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。												

この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。
この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。
ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の４若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。
この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「松浦建設株式会社」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。
この契約を証するため、本書２通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自１通を保有します。

令和３年（2021年）７月16日

発注者　鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長　松尾　崇　㊞

受注者　小田原市新屋82番地の１
松浦建設株式会社
代表取締役　松浦　秀敏　㊞

議案第 22 号

物件供給契約の締結について

本市は、自動心肺蘇生器の購入について、一般競争入札の方法により、次のとおり物件供給契約を締結するものとする。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　物　件　名　　自動心肺蘇生器

２　契 約 数 量　　８台

３　契 約 金 額　　25,845,600円

４　供給契約者　　横浜市都筑区中川中央二丁目４番８号
協和医科器械株式会社横浜支店
支店長　高 柳　貴 也

「参　考」

物　件　供　給　仮　契　約　書

物件	名　　称	形状寸法	単位	数量	金　　額(税抜)
	自動心肺蘇生器	別紙仕様書のとおり	式	8	２３，４９６，０００円

契約金額		¥	2	百万 5	8	4	千 5	6	0	円 0

（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、2,349,600 円）

納入期限	令和４年(2022 年) 2 月 28 日(月)
契約保証金	契約金額の１００分の　　円　□ 現　金　■ 免　除　契約規則第５条第１項第３号該当　□ 有価証券
履行（納入）場所	鎌倉市消防本部警防救急課（鎌倉市大船三丁目５番 10 号）

上記の物件供給について、鎌倉市を発注者とし、協和医科器械株式会社を受注者とし、次の条項により仮契約を締結し、本契約の締結に関して、議会の議決を経たうえで本契約を締結する。

（目的）

第１条　受注者は、納入期限において、発注者に上表の物件を納入するものとする。

（物件供給内容）

第２条　物件供給の内容詳細は本契約書添付の仕様書に定めるとおりとする。

（契約金の支払）

第３条　受注者は、物件供給完了後、第 21 条の完成検査等を受け、それに適合すると認められたときは、速やかに請求書を発注者に提出するものとする。

２　受注者は、契約金の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項を全て受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

３　発注者は、第１項の請求書の内容が正当であると認めたときには、請求書を受領した日から 30 日以内に契約金を支払うものとする。

（法令遵守等）

第４条　受注者は、物件供給の履行における社会的責任を自覚し、誠実にこれを実施するとともに、法令及び鎌倉市契約規則（昭和 39 年６月規則第 20 号。以下これらを「法令等」という。）を遵守しなければならない。

２　発注者は、受注者の製造の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。

３　受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行なわなければならない。

（監督、検査等）

第５条　発注者は、受注者の物件供給の履行状況について、随時に検査し、若しくは受注者から必要な報告を求め、又は製造を監督し、受注者に必要な指示を与えることができる。

（履行遅滞の損害金等）

第６条　発注者は、次のいずれかに該当するときは、受注者に遅滞日数１日につき契約金額の 1,000 分の２に相当する額の損害

金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

(1) 受注者の責めに帰する事由により、発注者が指定する期日までに受注者が物件供給を開始しなかったとき。

(2) 受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に物件供給が完了しなかったとき。

(危険負担)

第7条 物件供給において使用する機材等について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、物件供給完了した目的物が種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、当該目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物件供給完了した目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の場合において、発注者が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内に、受注者に通知しないときは、発注者は前2項の請求をすることができない。ただし、物件供給完了した目的物を発注者に引き渡したときにおいて、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止等)

第9条 受注者は、物件供給の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、物件供給の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約金の10分の1に相当する額を違約金として納付することを請求することができる。ただし、実際に生じた損害が違約金額を上回る場合には、別途損害賠償請求することを妨げない。

(1) 物件供給完了した目的物に契約不適合があるとき。

(2) 第12条、第13条又は第16条の規定により本契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第3号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に定める場合(前項の規定により第1項第3号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が本契約及び取引上の社

会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項の規定は適用しない。

4　受注者は第１項の違約金又は損害賠償金を支払う場合には、本契約の契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項に基づき財務大臣が定める割合による利息を付して支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第 11 条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第 14 条又は第 15 条の規定により本契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（発注者の催告による解除権）

第 12 条　発注者は、受注者が次の各号いずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　受注者が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2)　受注者が契約期間内に業務を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3)　受注者が正当な理由なく、第８条第１項の履行の追完がなされないとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 13 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

(1)　受注者が本契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(2)　受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。

(3)　受注者が所在不明となったとき。

(4)　入札に関して談合その他不正の行為があったとき。

(5)　受注者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7)　契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8)　受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9)　第 14 条又は第 15 条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(10)　前各号に掲げる場合のほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（受注者の催告による解除権）

第 14 条　受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 15 条　受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

(1)　発注者の指示により仕様書を変更したため契約金額が原契約の３分の２以上減少したとき。

(2)　発注者の指示により契約期間が原契約の２分の１以上短縮したとき。

（暴力団等排除に係る解除）

第 16 条　発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に生じた損害については、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

(1)　受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月鎌倉市条例第 11 号。）第２条第４号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、同条２号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第５号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2)　受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号）第 23 条第１項又は第２項に違反したと認められたとき。

(3)　受注者及び役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(4)　受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第１号から第３号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5)　受注者が、第１号から第３号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第４号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 17 条　受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

３　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（協議の申出）

第 18 条　受注者は、本契約について発注者と協議する必要があるときは、協議する内容、理由等を示した書面により発注者に申し出るものとする。

（契約内容の変更）

第 19 条　発注者及び受注者は、契約金額、契約期間、仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ変更契約書を締結するものとする。

（完了検査等）

第 20 条　受注者は、物件供給が完了したときは、速やかに検査を受けるものとする。

２　発注者は、前項の届出があったときは、速やかに検査を実施するものとする。

（業務に関する情報等の保護）

第 21 条　受注者は、物件供給の内容、業務に関して知り得た個人情報等については慎重に取扱うとともに、他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

（協議事項）

第22条　本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第23条　本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発　注　者

神奈川県鎌倉市御成町18番10号

鎌　倉　市

市　長　　松　尾　　崇　　㊞

受　注　者

神奈川県横浜市都筑区中川中央二丁目４番８号

協和医科器械株式会社横浜支店

支店長　　高　柳　　貴　也　　㊞

議案第 23 号

指定管理者の指定について

鎌倉市放課後子どもひろばだいいち外11施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

1　公の施設の名称

鎌倉市放課後子どもひろばだいいち・だいいち子どもの家「うみがめ」

鎌倉市放課後子どもひろばおなり・おなり子どもの家「こばと」

鎌倉市放課後子どもひろばしちりがはま・しちりがはま子どもの家「なみのね」

鎌倉市放課後子どもひろばふじづか・ふじづか子どもの家「かなりや」

鎌倉市放課後子どもひろばおおふな・おおふな子どもの家「つばめ」

鎌倉市放課後子どもひろばうえき・うえき子どもの家「さわがに」

2　指定管理者となる団体

横浜市西区高島二丁目14番17号

株式会社理究キッズ

代表取締役　米田　正人

3　指定の期間

令和４年（2022年）４月１日から令和９年（2027年）３月31日まで

議案第 24 号

横断歩道橋維持修繕工事［小袋谷歩道橋］に
関する協定の締結について

横断歩道橋維持修繕工事［小袋谷歩道橋］について、次のとおり協定を締結するものとする。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　崇

1	協定の名称	横断歩道橋維持修繕工事［小袋谷歩道橋］に関する施行協定
2	協定の金額	421,720,000円
3	協定の期間	協定締結の日から令和６年（2024年）３月31日まで
4	協定の相手方	横浜市西区平沼一丁目40番26号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員横浜支社長　照井　英之

[参考]

横断歩道橋維持修繕工事［小袋谷歩道橋］に関する施行協定書

鎌倉市（以下、「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下、「乙」という。）とは、横断歩道橋維持修繕工事［小袋谷歩道橋］（以下、「工事」という。）の施行について、次のとおり協定を締結する。

（公正性と透明性の確保）

第１条　甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の執行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めると共に、協力し適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

（工事の位置、範囲）

第２条　工事位置、範囲については、別添図書のとおりとする。

（工事の内容及び施行区分）

第３条　工事は乙が施行するものとし、内容は、別紙事業内容のとおりとする。

２　前項の内容を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

（工事の期間及び工程）

第４条　工事の期間は、協定締結日から令和６年３月 31 日までとし、工程については、別紙工事工程表のとおりとする。

（工事の費用及び負担）

第５条　工事の施行に要する費用（以下、「費用」という。）は、別紙工事費概算額調書のとおり、概算総額 421,720 千円とし、道路施設に要する費用は 406,120 千円、鉄道施設に要する費用は 15,600 千円とする。なお、道路施設に要する費用には、消費税及び地方消費税相当額 36,920 千円を含むものとする。

２　前項の費用は全額甲が負担するものとする。

（計画予算）

第６条　工事に係る計画予算は、別紙計画予算のとおりとする。

（年度協定）

第７条　各年度の工事の実施にあたっては、別途当該年度毎の工事施行に関する年度協定を締結するものとする。

２　甲及び乙は、前項の年度協定を締結するにあたり、工事の継続に支障のないよう努めるものとする。

（工事の変更）

第８条　工事の変更又は、物価・労賃の変動等、やむを得ない事由により、本協定の内容を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

２　線路閉鎖及びキ電停止等の鉄道諸手続きにより、本協定の内容を変更する必要が生じた場合は、予め甲乙協議するものとする。

（工事完了の確認、費用の精算、施設物の引渡し及び費用の支払い）

第９条　乙は、各年度協定の工事完了後、速やかに甲に工事完了の報告をするものとする。

２　甲は、前項の報告を受けた後、速やかに出来高確認及び完了の確認を行うものとする。

３　乙は、前項の確認終了後、速やかに費用を精算するとともにしゅん功時にはしゅん功図書等を添えて道路施設を甲に引き渡すものとする。

４　費用は、第２項の確認に基づき、工事費精算額調書により精算するものとする。

５　甲は前項の精算額について、乙が発行する支払請求書により、乙に支払うものとする。

（契約関係書類の提出）

第10条　乙は請負契約締結後、年度協定の精算時に請負契約関係書類を甲へ提出するものとする。

（財産の帰属及び管理）

第11条　工事完了後、財産の帰属及び施設物の保守管理は、次のとおりとする。

・道路施設　　甲

・鉄道施設　　乙

（撤廃物等の処理）

第12条　工事施行の結果、発生する撤廃物は管理していた側のものとし、処分方法については、別途甲乙協議するものとする。

２　工事施行上、購入又は設備した物件で、工事完了後残存するものの管理（帰属）については、別途甲乙協議して定めるものとする。

（建設副産物等の処理）

第13条　甲及び乙は、相互に協力して、工事の施行に伴い発生する建設副産物の抑制、再利用、分別解体及び再資源化等、並びに建設廃棄物の適正な処理に努めるものとする。

（用地の使用）

第14条　工事施行のために必要となる甲の用地については、作業期間中無償で使用できるものとし、詳細については別途協議するものとする。

（行政上及び第三者への手続き等）

第15条　工事施行上必要とする行政上の諸手続き並びに第三者との協議は、甲乙協議のうえ、工事着手前に完了するものとする。ただし、鉄道事業法（昭和61年12月4日付け法律第92号）に規定する鉄道施設の変更等に係る手続きは、乙が行うものとする。

（損害の負担）

第16条　工事施行に伴い生じた損害の負担については、乙の責めに帰する場合を除き、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（苦情等の処理）

第17条　工事の施行に伴う第三者からの苦情等については、その都度、甲乙協議して処理するものとする。

（協定の変更）

第18条　本協定を変更する必要が生じる場合は、別途甲乙協議のうえ、協定の変更を行うものとする。

（反社会勢力の排除）

第19条　甲及び乙（法人である場合には役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約する。なお、甲又は乙は、相手方が反社会的勢力に該当し、又は、反社会勢力と以下の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本協定を解除することができる。

一　反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

二　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

三　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

四　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

五　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2　甲又は乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本協定を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

3　甲又は乙（以下、本項において「解除者」という。）が本条各項の規定により本協定を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

（その他）

第 20 条　本協定に定めのない事項又は本協定に疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議のうえ処理するものとする。

以上、本協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　鎌倉市御成町 18 番 10 号
鎌倉市
市　長　　松尾　崇

乙　横浜市西区平沼一丁目 40 番 26 号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員横浜支社長　照井　英之

事 業 内 容（協定にかかる事業）

件名：横断歩道橋維持修繕工事[小袋谷歩道橋]

東日本旅客鉄道株式会社施行

（道路施設）

・橋りょう補修工	1式
・き電停止	1式
・監督委託	1式

（鉄道施設）

・電車設備防護	1式

工　事　工　程　表

件名：横断歩道橋維持修繕工事［小袋谷歩道橋］

種別		令和3年度				令和4年度				令和5年度				備考
		1／4	2／4	3／4	4／4	1／4	2／4	3／4	4／4	1／4	2／4	3／4	4／4	
契約準備														
道路施設	橋りょう補修工													
道路施設	き電停止													
道路施設	監督委託													
鉄道施設	電車設備防護													
検査・精算														

工 事 費 概 算 額 調 書

件名：横断歩道橋維持修繕工事［小袋谷歩道橋］

（単位：千円）

工事種別		単位	数量	金額	記事
施行工事費				421,720	
	甲負担工事費			421,720	
	乙負担工事費			0	
道路施設工事費				406,120	
	土木	式	1	310,000	
	電力	式	1	20,000	
	監督委託	式	1	26,000	
	管理費	式	1	13,200	積上げによる
	消費税等	%	10	36,920	
鉄道施設工事費				15,600	
	電力	式	1	15,000	
	管理費	式	1	600	積上げによる

計　画　予　算

件名：横断歩道橋維持修繕工事[小袋谷歩道橋]

（単位：千円）

種別	計画予算工種 名称	単位	数量	単価	金額	記事
工事費合計					421,720	
道路施設	橋りょう補修工	式	1		310,000	
	き電停止	式	1		20,000	
	監督委託	式	1		26,000	
	管理費	式	1		13,200	積上げによる
	消費税等	%	10		36,920	
	小計				406,120	
鉄道施設	電車設備防護	式	1		15,000	
	管理費	式	1		600	積上げによる
	小計				15,600	

位　置　図

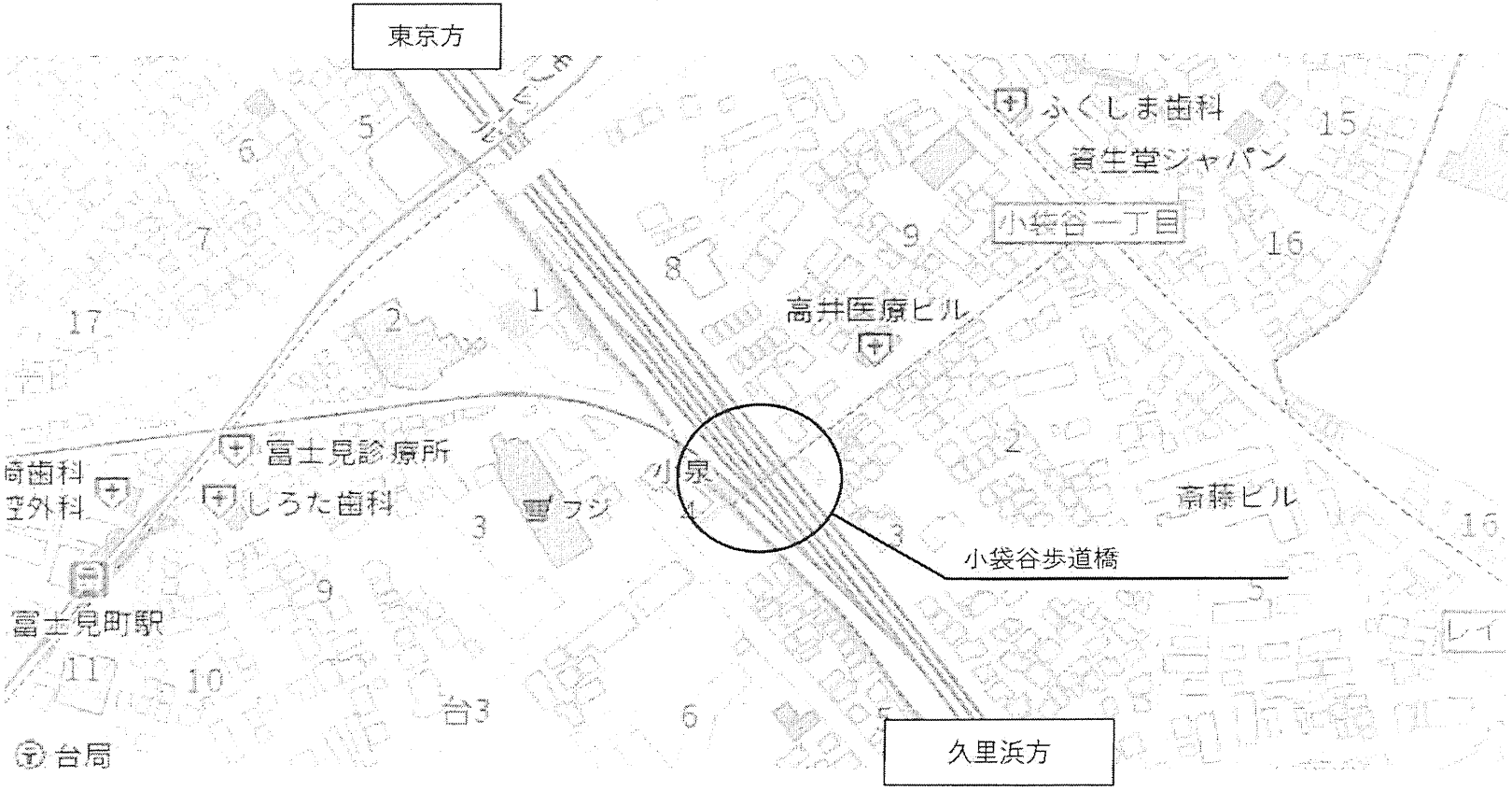

Copyright©NTT空間情報 All Rights Reserved

小袋谷歩道橋範囲図

側面図

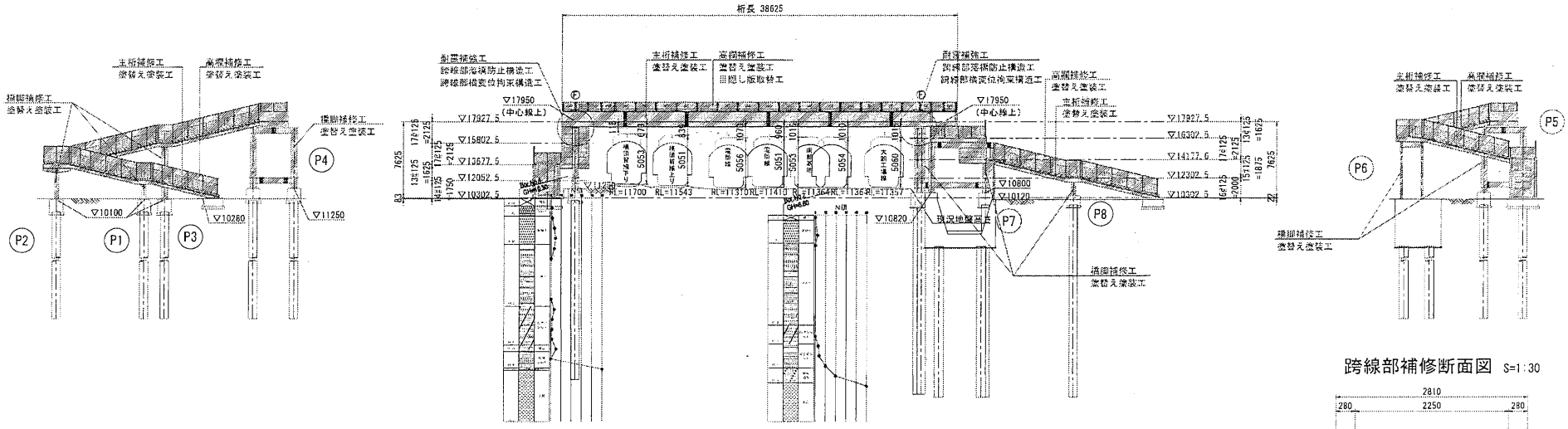

平面図

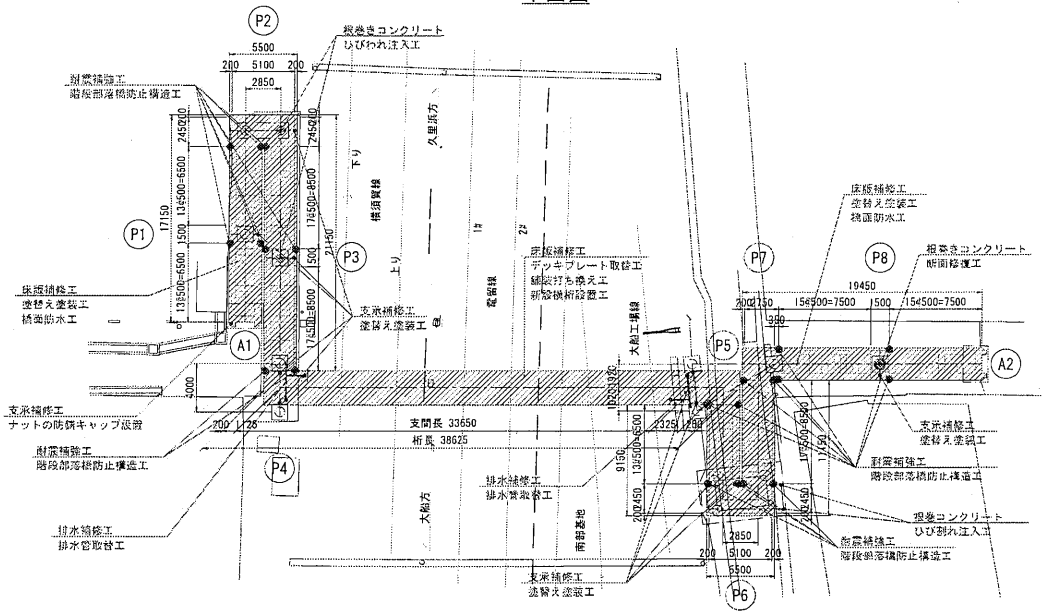

跨線部補修断面図 S=1:30

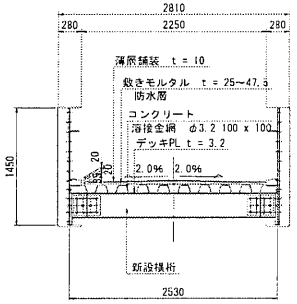

議案第 25 号　令和２年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 26 号　令和２年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 27 号　令和２年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 28 号　令和２年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 29 号　令和２年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 30 号　令和２年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の令和２年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の附属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第３項の規定により、市議会の認定に付する。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

「参考」

本議案に添付する書類

1　決算書

2　附属書類（令和２年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）

3　施策の成果報告書

4　監査委員の決算等審査意見書

議案第 31 号

令和２年度鎌倉市下水道事業会計剰余金の
処分及び決算の認定について

令和２年度鎌倉市下水道事業会計剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第２項の規定により議会の議決を求めるとともに、令和２年度鎌倉市下水道事業会計決算を別添の財務書類等及び監査委員の意見を付けて、同法第30条第４項の規定により、市議会の認定に付する。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

「参考」

本議案に添付する書類

1　決算報告書

2　財務書類（損益計算書、剰余金計算書、賃借対照表）

3　剰余金処分計算書（案）

4　令和２年度鎌倉市下水道事業報告書

5　監査委員の鎌倉市下水道事業会計決算審査意見書

議案第 32 号

鎌倉市職員の服務の宣誓に関する条例等
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

市民サービスの向上と行政事務の効率化を図ることを目的に押印等を廃止するものである。

鎌倉市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第１条　鎌倉市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年３月条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「なつた」を「なった」に改め、「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名し」を「を任命権者に提出し」に、「行つて」を「行って」に改める。

別記中「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削る。

（消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正）

第２条　鎌倉市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和26年７月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第４条中「に署名し」を「を団長に提出し」に改め、「印」を削る。

（固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第３条　鎌倉市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年10月条例第44号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「よつて」を「よって」に改める。

第４条第２項第１号中「あつて」を「あって」に改め、同条第３項中「よつて」を「よって」に改め、同条中第４項を削り、第５項を第４項とする。

第６条第２項中「あつた」を「あった」に改める。

第７条第３項中「署名押印し」を「署名し」に改める。

第８条第５項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第６項中「先立つて」を「先立って」に改め、同条第８項中「行つた」を「行った」に、「署名押印し」を「署名し」に改める。

第９条第２項中「行つた」を「行った」に、「署名押印し」を「署名し」に改める。

第10条第２項中「署名押印し」を「署名し」に改める。

第11条第２項中「もつて」を「もって」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

法律の改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することとなったため、市長が徴収する手数料に係る規定を削除するものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例（平成12年３月条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部市民防災部関係の款中第16項を削り、第17項を第16項とし、第18項を第17項とする。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

建築士法の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成28年10月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第２項中「第10条の２の２第４項」を「第10条の３第４項」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

令和３年度鎌倉市一般会計
補正予算（第７号）

令和３年度鎌倉市一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ449,003千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,249,047千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の補正は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費）

第３条　地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第４条　債務負担行為の補正は、「第４表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第５条　地方債の補正は、「第５表　地方債補正」による。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		8,267,679	67,629	8,335,308
	5 国庫負担金	6,970,541	3,571	6,974,112
	10 国庫補助金	1,266,935	64,058	1,330,993
80 繰越金		600,000	105,740	705,740
	5 繰越金	600,000	105,740	705,740
85 諸収入		907,474	164,934	1,072,408
	25 雑入	480,323	164,934	645,257
90 市債		2,297,900	110,700	2,408,600
	5 市債	2,297,900	110,700	2,408,600
歳　入　合　計		61,800,044	449,003	62,249,047

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		7,960,678	23,303	7,983,981
	5 総務管理費	6,306,548	23,303	6,329,851
15 民生費		25,964,824	5,753	25,970,577
	5 社会福祉費	12,668,213	4,523	12,672,736
	10 児童福祉費	11,147,965	1,230	11,149,195
20 衛生費		5,860,210	64,058	5,924,268
	5 保健衛生費	1,890,057	64,058	1,954,115
45 土木費		7,087,146	354,226	7,441,372
	5 土木管理費	1,452,030	113,292	1,565,322
	10 道路橋りょう費	963,887	164,934	1,128,821
	15 河川費	102,538	76,000	178,538
55 教育費		6,238,234	1,663	6,239,897
	25 保健体育費	366,937	1,663	368,600
歳　出　合　計		61,800,044	449,003	62,249,047

第２表　　継続費補正

1　変　更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
55 教育費	20 社会教育費	史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策事業	千円 202,796	3	千円 50,000	千円 260,000	3	千円 50,000
				4	152,796		4	210,000

第３表　繰越明許費

１　追　加

款	項	事　業　名	金　額
			千円
10 総　務　費	05 総務管理費	キャッシュレス決済導入事業	13,605
45 土　木　費	10 道路橋りょう費	津西二丁目先斜面本復旧事業	164,934
45 土　木　費	15 河　川　費	準用河川砂押川本復旧事業	76,000
50 消　防　費	05 消　防　費	消防車両購入事業	33,256

第４表　債務負担行為補正

１　追　加

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
放課後子どもひろば しちりがはま外11施設 管理運営事業費	令和３年度から 令和８年度まで	856,630
保育士派遣業務 （緊急一時預かり事業分） 委託事業費	令和３年度から 令和４年度まで	12,747
保育士派遣業務 （通常保育分） 委託事業費	令和３年度から 令和４年度まで	51,660
腰越保育園仮設園舎 用地賃借事業費	令和４年度から 令和６年度まで	10,660
腰越保育園仮設園舎 賃借事業費	令和３年度から 令和５年度まで	189,970
関谷小学校エレベーター 設置事業費	令和３年度から 令和４年度まで	75,281

第５表　地方債補正

１　変　更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
防災対策事業費	70,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	112,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
河川整備事業費	0	同　上	同　上	同　上	68,400	同　上	同　上	同　上
合　計	2,297,900				2,408,600			

報告第 4 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和３年(2021年)６月８日、鎌倉市津670番地先路上で発生した、都市整備部作業センター用務で稼働中の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第２項の規定により報告する。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

1　損害賠償の額　　122,947円

2　損害賠償の相手方　　鎌倉市由比ガ浜二丁目11番26号
神奈川県鎌倉警察署長
増 山　靖 彦

3　処分の日　　令和３年（2021年）８月16日

報告第 5 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和３年（2021年）４月26日、鎌倉市手広一丁目５番先路上で発生した、市民防災部総合防災課用務で稼働中の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第２項の規定により報告する。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　損害賠償の額　　51,953円

２　損害賠償の相手方　[redacted]

３　処分の日　　令和３年（2021年）８月16日

報告第 6 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和２年（2020年）７月11日、鎌倉市城廻の市道上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第２項の規定により報告する。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

1　損害賠償の額　　92,970円

2　損害賠償の相手方　[redacted]

3　処分の日　　令和３年（2021年）６月８日

報告第 7 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和２年（2020年）７月３日、鎌倉市鎌倉山四丁目９番先市道上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第２項の規定により報告する。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

1　損害賠償の額　　147,700円

2　損害賠償の相手方　　鎌倉市鎌倉山四丁目９番40号
株式会社湘南クリエイティブプロダクツ
代表取締役　鈴木　伸一郎

3　処分の日　　令和３年（2021年）７月27日

報告第 8 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和３年（2021年）６月５日、鎌倉市笛田六丁目19番先の市道上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第２項の規定により報告する。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

1　損害賠償の額　　89,716円

2　損害賠償の相手方　[redacted]

3　処分の日　　令和３年（2021年）８月18日

報告第 9 号

継続費の精算報告について

鎌倉市一般会計予算中、鎌倉駅東口駅前広場整備事業、鎌倉生涯学習センター耐震改修事業及び鎌倉武道館特定天井改修事業については、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第２項の規定により、別紙精算書のとおり報告する。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

令和２年度鎌倉市継続費精算報告書

（一般会計）

款	項	事業名	年度	全体計画 年割額	全体計画 左の財源内訳 特定財源 国(県)支出金	全体計画 左の財源内訳 特定財源 地方債	全体計画 左の財源内訳 特定財源 その他	全体計画 左の財源内訳 一般財源	実績 支出済額	実績 左の財源内訳 特定財源 国(県)支出金	実績 左の財源内訳 特定財源 地方債	実績 左の財源内訳 特定財源 その他	実績 左の財源内訳 一般財源	比較 年割額と支出済額の差	比較 左の財源内訳 特定財源 国(県)支出金	比較 左の財源内訳 特定財源 地方債	比較 左の財源内訳 特定財源 その他	比較 左の財源内訳 一般財源
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45 土木費	20 都市計画費	鎌倉駅東口駅前広場整備事業	30	205,467,000		154,000,000		51,467,000	50,000,000		37,500,000		12,500,000	155,467,000		116,500,000		38,967,000
			元	263,520,000		247,100,000		16,420,000						263,520,000		247,100,000		16,420,000
			2	84,643,000		79,300,000		5,343,000	475,020,400		416,100,000		58,920,400	▲ 390,377,400		▲ 336,800,000		▲ 53,577,400
			計	553,630,000		480,400,000		73,230,000	525,020,400		453,600,000		71,420,400	28,609,600		26,800,000		1,809,600
55 教育費	20 社会教育費	鎌倉生涯学習センター改修耐震事業	30															
			元	172,350,000	58,345,000	94,200,000	19,805,000		59,417,100	34,628,000	19,200,000	95,097	5,494,003	112,932,900	23,717,000	75,000,000	19,709,903	▲ 5,494,003
			2	57,440,000	19,443,000	31,300,000	6,697,000		92,382,900	14,842,000	64,500,000	13,040,900		▲ 34,942,900	4,601,000	▲ 33,200,000	▲ 6,343,900	
			計	229,790,000	77,788,000	125,500,000	26,502,000		151,800,000	49,470,000	83,700,000	13,135,997	5,494,003	77,990,000	28,318,000	41,800,000	13,366,003	▲ 5,494,003
55 教育費	25 保健体育費	鎌倉武道館特定天井改修事業	元	92,752,000	7,851,000	66,000,000		18,901,000	81,630,960	7,286,000	57,500,000		16,844,960	11,121,040	565,000	8,500,000		2,056,040
			2	139,128,000	11,776,000	98,900,000		28,452,000	142,923,040	10,930,000	117,300,000		14,693,040	▲ 3,795,040	846,000	▲ 18,400,000		13,758,960
			計	231,880,000	19,627,000	164,900,000		47,353,000	224,554,000	18,216,000	174,800,000		31,538,000	7,326,000	1,411,000	▲ 9,900,000		15,815,000

報告第 10 号

令和２年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

令和２年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により報告する。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.1	—
(11.52)	(16.52)	(25.0)	(350.0)

備考　（　）内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の鎌倉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

報告第 11 号

令和２年度決算に基づく資金不足比率の報告について

令和２年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により報告する。

令和３年（2021年）９月８日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備　　考
下水道事業会計	― (20.0)	

備考　（　）内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の鎌倉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書